

議案第 6 8 号

亀山市水道事業給水条例の一部改正について

亀山市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第3の5の項を同表の6の項とし、同表の4の項の次に次のように加える。

5 指定給水装置工事事業者更 新手数料	1件につき 7,000円
------------------------	--------------

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。